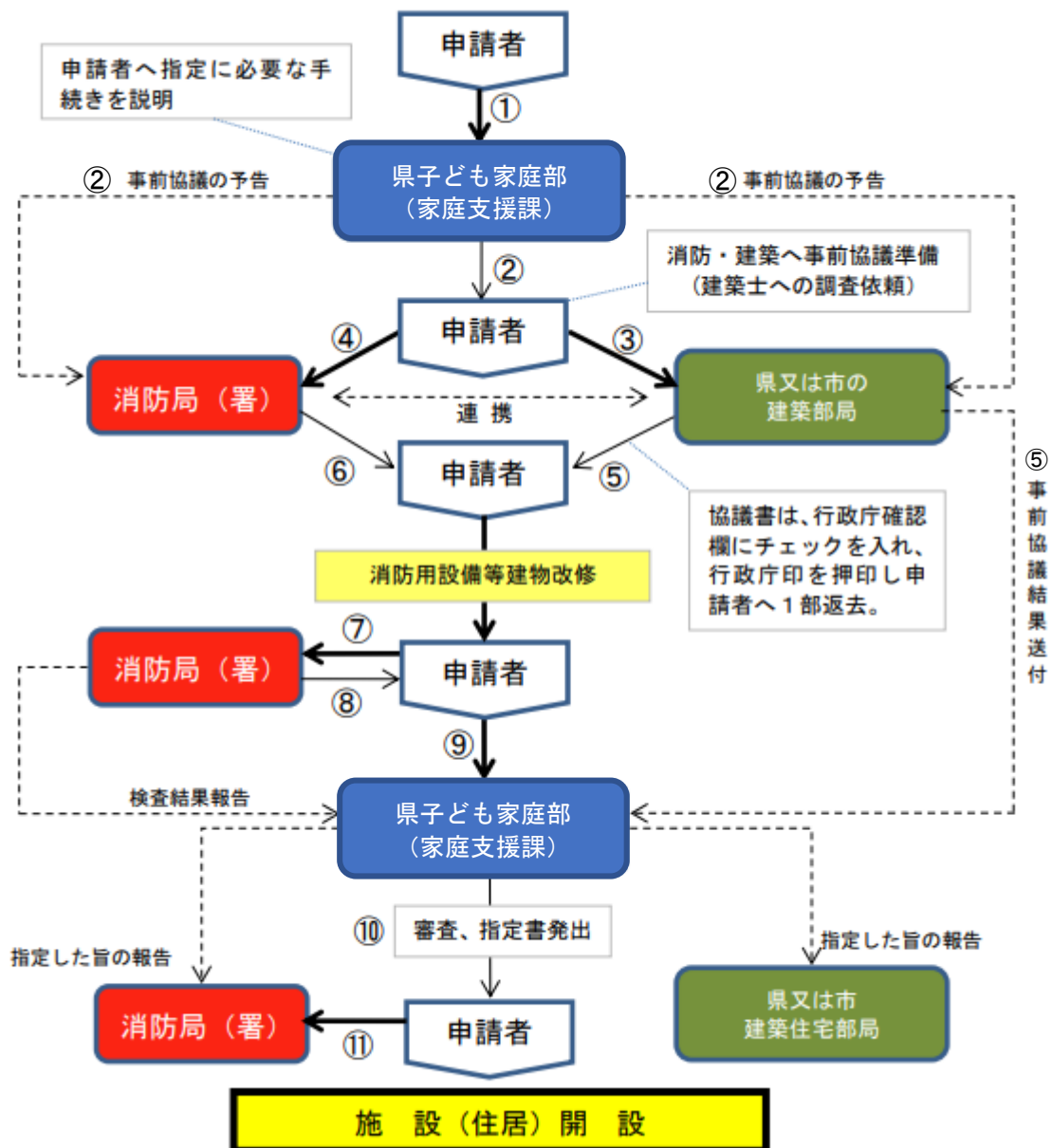


児童等が生活するグループホーム（地域小規模児童養護施設）の指定申請手続フロー

- ① 事前協議の開始
- ② 行政サイドの情報共有（事前協議の予告）
申請者へのアドバイス（手続の流れを説明）
- ③ 建築部局へ協議書の提出（建築窓口3部）
- ④ 消防局へ事前協議の手続き
- ⑤ ③協議書の回答
（申請者、県家庭支援課：協議済書類の送付）
- ⑥ ④事前協議の回答
- ⑦ 消防用設備等設置届（消防用設備設置完了後4日以内）
- ⑧ 完了検査・検査済証の送付（県家庭支援課分を含む）
- ⑨ 指定申請
- ⑩ 指定した旨の通知
- ⑪ 防火対象物使用開始届（使用開始7日前までに）

児童等が生活するグループホーム（地域小規模児童養護施設） 開設までの流れ（既存住宅を活用する場合）



※ 事務処理期間：⑤14日以内、⑩20日以内

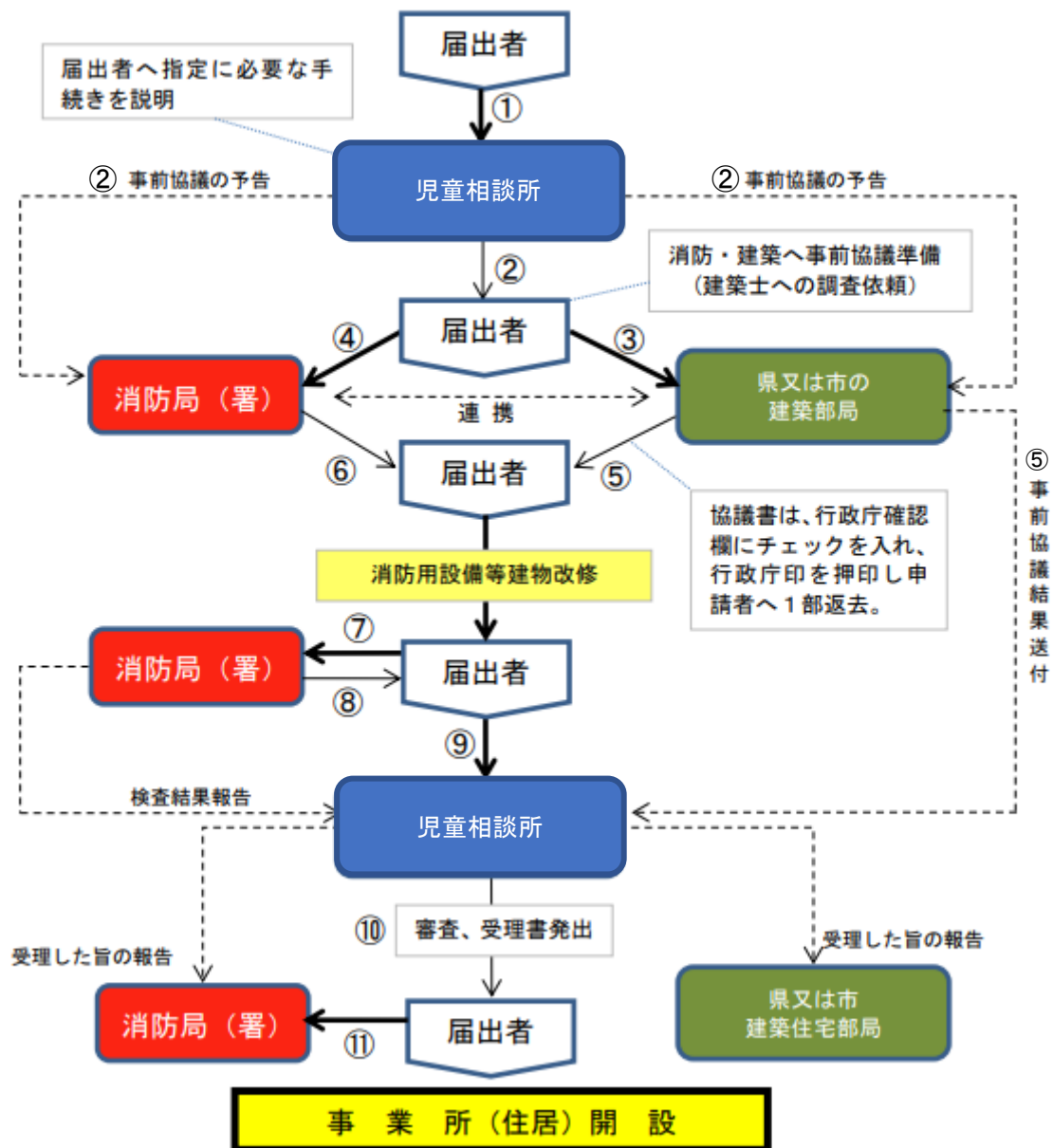
※ ③協議書は3部作成し提出すること。

【建築保管（1部）、申請者返却（指定申請書用（1部））、家庭支援課送付分（1部）】

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業を行う住居）、自立援助ホーム（児童自立生活援助事業を行う住居）の届出手続フロー

- ① 事前協議の開始
- ② 行政サイドの情報共有（事前協議の予告）
届出者へのアドバイス（手続の流れを説明）
- ③ 建築部局へ協議書の提出（建築窓口3部）
- ④ 消防局へ事前協議の手続き
- ⑤ ③協議書の回答（届出者、児童相談所：協議済書類の送付）
- ⑥ ④事前協議の回答
- ⑦ 消防用設備等設置届（消防用設備設置完了後4日以内）
- ⑧ 完了検査・検査済証の送付（児童相談所分を含む）
- ⑨ 届出
- ⑩ 受理した旨の通知
- ⑪ 防火対象物使用開始届（使用開始7日前までに）

ファミリーホーム、自立援助ホームグループホーム開設までの流れ
（既存住宅を活用する場合）



※ 事務処理期間：⑤14日以内、⑩20日以内

※ ③協議書は3部作成し提出すること。

【建築保管（1部）、申請者返却（指定申請書用（1部））、児童相談所送付分（1部）】

■建築基準法の窓口

地区	窓口	連絡先
県東部(岩美、八頭郡)	東部建築住宅事務所	電話 0857-20-3648 FAX 0857-20-2103
県中部(東伯郡)	中部総合事務所環境建築局建築住宅課	電話 0858-23-3235 FAX 0858-23-3266
県西部(西伯、日野郡)	西部総合事務所環境建築局建築住宅課	電話 0859-31-9753 FAX 0859-31-9654
鳥取市内	鳥取市都市整備部建築指導課	電話 0857-20-3282 FAX 0857-20-3059
米子市内	米子市都市整備部建築相談課	電話 0859-23-5236 FAX 0859-23-5394
倉吉市内	倉吉市建設部建築住宅課	電話 0858-22-8175 FAX 0858-22-8140
境港市内	境港市建設部建築営繕課	電話 0859-47-1062 FAX 0859-47-1086

■消防法の窓口

地区	窓口	連絡先
県東部	鳥取県東部広域行政管理組合消防局予防課	電話 0857-23-2460 FAX 0857-26-9404
県中部	鳥取中部ふるさと広域連合消防局予防課	電話 0858-29-5126 FAX 0858-29-7750
県西部	鳥取県西部広域行政管理組合消防局予防課	電話 0859-35-1954 FAX 0859-35-1961

■事前協議の窓口（児童等が生活するグループホーム（地域小規模児童養護施設））

地区	窓口	連絡先
全県	鳥取県子ども家庭部家庭支援課	電話 0857-26-7149 FAX 0857-26-6151

■事前協議の窓口（ファミリーホーム、自立援助ホーム）

地区	窓口	連絡先
東部（鳥取市、岩美郡及び八頭郡）	鳥取県中央児童相談所	電話 0857-23-1031 FAX 0857-21-3025
県中部（倉吉市及び東伯郡）	鳥取県中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所	電話 0858-23-1141 FAX 0858-23-6367
県西部（米子市、境港市、西伯郡及び日野郡）	鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所	電話 0859-33-1471 FAX 0859-23-0621